

## 後期高齢者医療制度創設に当たっての決議

本年6月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止された。

代わって、新たな後期高齢者医療制度が、沖縄県内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に2008年4月から施行される。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という法成立の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。

北谷町議会は、北谷町が後期高齢者医療広域連合に参加する一員として、制度創設に当たり、下記の諸点について留意し、検討をすすめることを求める。

### 記

- 1 保険料決定に当たっては、高齢者の所得、生活の状態を踏まえ、支払が可能な金額とすること。
- 2 支払が困難な層に対しては、納付相談など、懇切丁寧な相談体制を構築すること。
- 3 滞納者に対する機械的な資格証明書の発行は行わないこと。
- 4 後期高齢者の診療報酬設定に当たっては、保険給付範囲の限定、在宅療養や終末期医療のむやみな包括定額化など、高齢者に対する年齢差別的な取扱いが持ち込まれないよう、国に対して強く要請すること。

以上、決議する。

2006年12月22日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

沖縄県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会会長